

第4章

「スポーツ世界の事実判断」

第2章と第3章では、それぞれ生活世界の「善と正」、「存在と当為」問題に対する本稿の立場を明らかにした。第4章の課題は、スポーツ世界の倫理の変遷を記述し、スポーツ世界において「善と正」のどちらを優先すべきかを判定するための前段階として、スポーツ世界の事実関係を捉えることである。

1. 自由主義社会における特殊世界¹およびスポーツ世界の考察

本項では、現行の自由主義社会における特殊世界およびスポーツ世界の形成・維持・変容について考察するが、本研究は、倫理的問題を解決するための規範の提示を意図しているので、倫理的問題が最も頻繁に生ずる競技スポーツを射程に据える。そして本項では、まず1.1で、自由主義社会における特殊世界の形成の仕組みについて、一般論を論じ、1.2.で18世紀のスポーツ世界の形成過程、および19世紀末のオリンピックの成立過程について見る。

1.1. 自由主義社会における特殊世界

1.1.1. 特殊世界の形成＝意味の限定された領域の作成

考察対象とするスポーツ世界は、18世紀にイギリスという生活世界で誕生した特殊世界である。ここでは自由主義社会における特殊世界の形成過程の考察から始める。

まず、人間は自然的世界を成立基盤とする生活世界に誕生する。そしてそこで他者との関係を中心としたさまざまな経験をする。その経験をもとに、個人は自己を確立し、経験に基づく判断を行い、生活世界でさまざまな実践を展開する。そして判断能力を有するようになった個人は、やがて他者、生活世界、自然に対して影響を与える力をもつようになる。特殊世界は個人がこの生活世界の経験の中から生み出した世界である。全ての人は生活世界に生きているが、その中から個別の特殊世界を形成し、独自の世界を形成する。特殊世界は、ある個人あるいは複数の人々が、その人の価値観・意味づけに基づいて自由に形成される。複数の人々が形成したり、一人が形成したことに他の複数が同調すれば、そこに特殊世界共同体が形成される。

このように、特殊世界が形成され、維持されていくためには、第一にその世界を形成する自由が生活世界に認められていなければならない。第二にその特殊世界の存続が生活世

¹ 特殊世界とは、スポーツ世界や音楽世界、芸術世界、演劇世界、映画界などの総称とし

界に認められなければならない。それが独自の倫理、つまり独自の集団を維持する仕組み・規則をもつていてもである。現代社会においては、人々は基本的には自由に特殊世界が形成できる。ただし現代社会では他者危害原則に反する特殊世界はつくることができない。例えば、ある集団の基本的人権を無視したり、他の集団に直接危害を及ぼす集団の形成は許されない。したがって、生活世界の側に一定の条件があり、特殊世界の形成が容認できると考えられる。

このような独自の世界を形成するのは、人間に構想・空想能力や予知能力があるからである。この構想・空想能力が人間にあることから、新たな特殊世界が生み出される可能性がある。人間が作り出したさまざまな独自な世界が、人間に多元的な生を提供している。しかし、重要なことは、人間は特殊世界を生み出せるが、あくまでも中心で基礎となるのは現実の生活世界である。

では特殊世界の生活世界における位置づけとは何であろうか。一言で言えば「意味の限定された領域」である。形成者の差異化によって成立した特殊世界は、生活世界からある特定の要素を取り出して形成された「意味の限定された諸領域、世界」である。山岸によると「日常の生活世界の出来事のうち、相互性、あるいは、他者に対する志向性となんらかの関係を有する人間の行動に起因する出来事こそ、まさしく、社会現象とみられるであろう。現象は、そこにあるものというよりは、人間の主体的な立場に応じて、当事者の目的や関心に従って、一定の枠組みによって、切り取られたり、すくいあげられたりするような、観察可能な、あるいは、経験可能な、一連の出来事」(下線筆者)²という。この下線の部分こそが、特殊世界である。スポーツ世界は、生活世界から見れば、意味の限定された世界である。スポーツ世界は「ある特定のスポーツルールの範囲内におけるパフォーマンスの発揮」であり、競技スポーツの場合には「ある特定のスポーツルールの範囲内におけるパフォーマンスの比較」である。音楽世界の場合、聴衆（及び演奏者）の聴覚に訴えるから音楽となり、音のない音楽世界はもはや音楽世界を構成しない。このように特殊世界は生活世界のある特定の一要素（ないし複数の要素）によって構成される独自の世界である。

現代社会では、個人に複数の役割や所属がある。これは各自の生の多元化に起因する。「近代人は、まずは両親の家族に属し、ついで彼自身がつくりだした家族とともに彼の妻

て用いる。

の家族に属し、さらに自らの職業に所属する。(中略)彼は自らが国民であり、一定の社会的な身分に属していることを意識し、それ以外にも予備将校であり、若干の団体に所属し、きわめて異なった團と関係をもつ社交的な交わりをもっている」³。現代世界の生が多元化しているのは、特殊世界が無数存在するからである。

1.1.2. 特殊世界への参加

特殊世界が一度成立した後は、生活世界と同様、所与のものとして各自のあらゆる経験に先立って受動的に与えられる。スポーツ世界に入って実践するか否かの決定は、それまでの生活世界の経験に基づいた判断が根拠となる。基本的には各自の自由に基づいて、特殊世界に参加するか否かが決定される点が重要である。

現在の自由主義社会の中で一度形成された特殊世界に参加するには、基本的にマッキントシアが述べるように、「基準はそれ自体、批判から免れているわけではないが、それにもかかわらず、これまで認識された最善の基準がもつ権威を認めなければ、ある実践に入門を許されることはできない」⁴ことになる。各自が経験に基づいて、生活世界から特殊世界を切り取る際、およびそれに参加する際には、その個人が生活世界における経験を通じて獲得した価値観が大きく影響する。それは各自に固有の知覚・評価図式である。

ただし特殊世界が参加希望者を全て受け入れるとは限らない。身分や階級に制限を設ける特殊世界は、閉じられた世界である。基本的に制度は実践の同質性を守るために、新たな参加者に何らかの手続きを課すことが多い。

1.1.3. 特殊世界変容の原動力

特殊世界は、一度成立した後は、それに参加する人々の行為を規制することになる。つまりその特殊世界の規則に従うことを要求する。新たに特殊世界に参加を希望する人々は、その特殊世界を理解・把握した後、その世界の規則に従うことを了解した上で、参加することになる。

反対に、特殊世界への新たな参加者の加入は、特殊世界にいろいろな影響を与える。なぜなら、新参入者は、その人独自の差異化という人間本質をもち、新たな価値観を特殊世

² 山岸、前掲書、p.90.

³ ジンメル、前掲書『社会分化論』、p. 121.

⁴ op.cit., MacIntyre. p.190. (邦訳、p.233.)

界に持ち込むからである。

特殊世界の参加者は、基本的には特殊世界を現状維持するため、さまざまな規則・規定に従って行為する。しかし、必ずしも現状維持のためだけに行行為するわけではない。一度特殊世界が成立した後は、生活世界と同様に、その世界に参加する（あるいは関係する）人々の、個々の実践によって成り立ち、個々の実践によって変化する。特殊世界の参加者は、その世界内で各自の目的を達成するために行行為し、また特殊世界の参加者以外でもその特殊世界と関係のある職業人は、特殊世界と何らかの関係を有する。現代であれば、特殊世界との関係によって利益を得ることを目的に行行為する人々も多くいる。特殊世界とそれに参加する人々は、相互規定的関係である。新たな参加者は特殊世界の既存の枠組みを受け入れるが、常に既存の枠組みを越境する可能性があり、この可能性こそが特殊世界を変容させる原動力となる。

1.2. 自由主義社会におけるスポーツ世界

1.2.1. スポーツ世界の形成

スポーツ世界も人間が自らの経験をもとに、差異化という人間本質に基づいて創造した特殊世界である。「競技の定められる範囲（スポーツ場面）は秩序づけられた宇宙であって、何もかもが起こる場所ではない。ゲームに参入することは選手の側にゲームの自明かつもしくは暗黙のルールの意識的もしくは無意識的な受容があることを意味している。これらの選手はまた、ゲームの『勘』をもたねばならない。それはゲームの論理の実際的な習得を含意する。そのような力能は、選手に不平等に分有されており、ゲームの習得を彼らの力能に応じて決定する」⁵。スポーツ世界に参加する条件としては、まずはスポーツ・ルールの受け入れが前提である。

次に、18世紀以前のスポーツ世界、18世紀にイギリスの上流階級によって形成されたスポーツ世界、近代オリンピックの形成について、それぞれの特殊世界の形成過程を考察する。

1.2.1.1. 18世紀以前のスポーツ世界の生活世界からの切り取り方

スポーツ世界が18世紀イギリスで成立するまでの間、生活世界とスポーツ世界の関係

⁵ R.ハーカー、C.マハール、C.ウィルス編（滝本往人・柳和樹訳）、『ブルデュー入門』、昭

はどのようにになっていたのであろうか。

簡単にいえば、18世紀以前は世界各地でそれぞれの地域に生まれたその地域独特の「スポーツ」（エスニック・スポーツ）が存在していたといえるであろう。この18世紀以前の「スポーツ世界」は、生活世界から切り取られた特殊世界というよりも、生活世界全体の連帯の強化、つまり生活世界全体の共同体意識（モラール）を強固にする目的が強かつたと推察できる。例えば、古代ギリシアのポリスでのオリンピア競技は、現代の特殊世界の切り取り方とは異なる。ギリシア時代は、生活世界から特殊世界を切り取るのではなく、生活世界全体の連帯を強めるためと考えられる。レイモン・トマは「部族的儀礼から派生したオランピア祭は、やがてビロボネソス半島の住人たちに、同一共同体への帰属意識を芽生えさせる。スポーツ競技がこうして重要な文化的機能を帯びるようになった」と述べ、さらに「これらすべての大会（古代ギリシアの大会）は、古代ギリシアにおいて重要な役割を担っており、都市国家ないし人民同士が対立した戦争を休戦・和解へと導いた。いわばギリシア人たちに連帯感を与えた」と述べている。近代以前のフットボールも同じ性質を有する。なぜなら、パブリック・スクールを経る前のフットボールは村人総出で行われ、田畠を荒らしたり器物を破損することも行っていた。このような行為は独自な世界よりも、生活世界全体の共同体の形成・強化に貢献したと考えられる。

1.2.1.2. 18世紀のイギリスにおけるスポーツ世界の形成

本稿で考察対象とするスポーツ世界は18世紀のイギリスという生活世界、つまり個人が確立して、中産階級が勢力をもちつつあった生活世界の中で成立したと考えられる。18世紀のイギリスにおけるスポーツの成立過程についてはエリアスの優れた考察がある。

マルクスが英仏米の革命に代表される階級闘争こそが近代化をもたらしたと捉えるのに対し、エリアスは、階級闘争では近代は捉えきれないと主張する。つまり、階級闘争を超えた上流階級同士の対立の和解によってスポーツの近代化は進行したとの説を打ち出す。エリアスはまずスポーツを「競技者に重傷を負わせるような暴力行為ができるだけ排除する人間の競争的努力」と述べ、近代スポーツの成立をイギリス社会の権力構造の発展との

和堂、1993. pp.11-12. 括弧内筆者。

⁵ レイモン・トマ、『スポーツの歴史』、白水社、1993. p.11.

⁷ 同上書、p.33.

⁸ Elias, Norbert and Dunning, Eric, *Quest for Excitement*, Basil Blackwell Ltd. 1986. p.23. (邦訳：大平章訳、『スポーツと文明化』、法政大学出版局、1995. p.33.)

関係から明らかにした。エリアスは、以下のように関連を示す、「競技の文明化、および多大な個人的自制を要求する社会的規則による他者への暴力の規制」⁹は、18世紀にイギリスの上流階級である土地所有貴族やジェントリーの間に姿を現した。18世紀のイギリス以外の国々は、政治的分裂が都市の中産階級と土地を所有する貴族との間の分裂であったのに対し、イギリスにおけるトーリーとホイッグ両党の対立は階級対立ではなく、同じ地主階級での対立であった。このトーリーとホイッグ両党は、申し合わせた規則や互いが共有した感情と行動の紳士的規範の要求に従って競争し合った。そしてまったく暴力行使しないような方法で互いに戦いながら、上流階級の政党に変化した。この上流階級の和解、つまり事実上イギリス社会の大きな党派の和解がその中でひとつの役割を果たした。政権を政敵に穢やかに譲り渡すことは高度なレベルの自制を前提とする。

エリアスがいう文明化とは、個人的自制を要求する方向に社会が向かうことである。これは各自の抑圧を拡大する、この抑圧による緊張への対抗策を社会は生み出す。その一つの策が余暇活動としてのスポーツであるとエリアスは捉える。

さらに以下の二つの点も、なぜスポーツが18世紀のイギリスでのみ成立したかの根拠となる。野外活動的なスポーツが発展したことから判断すると、田舎貴族がイギリスでは地位が高かったことと、イギリスでは自由に集会できる権利が他国に先立って認められていたためにクラブが形成されたことである。この結社の自由は、スポーツ世界の成立に寄与した重要な理由である。

スポーツ世界を考察する際、フランス・イギリス・アメリカの「結社の自由」、つまり中間団体の位置づけについての差異は非常に重要である。この違いが18世紀イギリスでスポーツ世界が誕生した決定的理由と思われる。フランスはルソー＝ジャコバン型の（諸個人と集権国家の）二極構造を前提とし、1789年の人権宣言では結社の自由は出でこない。結社の自由を保護するのではなく、それを禁止することが人権宣言の前提を作り出したのである¹⁰。「個人」が取り出された後ではじめて、自由な諸個人同士で結ばれる結社の自由を保障することが問題となる。それに対しイギリスでは、例えば、1689年の権利の章典においては、身分制的自由と身分代表的両院制などの伝統を引き合いに出す。このことは、ホップズやロックが要求する、諸個人対集権国家の二極構造の厳格さをやわらげる役割を

⁹ *ibid.* p.24. (邦訳、p.34.)

¹⁰ 鏑口、前掲書、p.163.

果たした¹¹。ここに18世紀にスポーツ世界がイギリスで誕生した決定的な理由がある、エリスは以下のように述べる。イギリスではフランスに比べて、国民が自分自身の選択によって団体を形成する権利が認められていた。自由に集まる紳士たちの権利の現れの一つが「クラブ」であった¹²。この側面はアメリカ合衆国の多元的・複数的社会観となって引き継がれる。アメリカでは諸個人の自然権—契約による政府—契約違反に対する制裁としての抵抗権という、ロックの論理を受け入れる条件があった。アメリカではすでにはじめに個人があり、打ちこわすべき身分制もなかつた¹³。だからそれを前提とし、諸個人対集権国家の二極構造をやわらげ、権力分立、自発的結社の肯定など、多元的・複数的社会像が市民革命と両立できた¹⁴のである。

1.2.1.3. 近代オリンピックの創始

次に近代オリンピックの創始について概観しよう。オリンピックの復活運動は 19 世紀半ば頃から徐々に起こってきた。しかし、近代オリンピックの成立には、近代スポーツ界の組織化が必要条件であった。フランスでスポーツ・クラブが作られ始めたのは 1880 年頃からである。それ以後、他のヨーロッパ諸国との国際競技会も開催されるようになった。そしてスポーツはヨーロッパの若者の心を捉え、その後各国の体育指導者たちにその教育的価値が認められるようになった。1894 年 6 月 23 日に国際オリンピック委員会 (International Olympic Committee: 以下 IOC) が設立され、1896 年にアテネで第 1 回オリンピックが開催された。その目的は古代オリンピア祭典競技を復興し新しく高尚な理想のもとに、近代オリンピック大会を組織・運営することにあった。IOC は今日までオリンピック大会を運営し、オリンピック・ムーブメント¹⁶の推進に邁進してきた。オリンピ

¹¹ 同上書、p.131.

¹² op.cit. Elias and Dunning, p.38. (邦訳、p.53.)

¹³ 捅口、前揭書、p.164.

¹⁴ 同上書、pp.131-132。ただし、この中間団体を重視するトクヴィル＝アーヴィングの全国景像と先のルソー＝ジャコバン型国家像は、いずれも個人を社会の基本的価値原理としている。本稿は、現在では個人を基礎とすることからの脱却が求められていると考える。

¹⁵ ここでは主に以下の著作を参考にオリンピックの成立についてある。
（著者） 宮原一郎、（出版社） 岩波社、1981。

影山健、岡崎勝、水田洋編著、『反オリンピック宣言』、風媒社、1981。

影田健、岡崎勝、木田信義著『清川正二『オリンピックとアマチュアリズム』』、ベース

清川正二、オリンピックと国際政治、道和書院、1984.

¹⁶ オリンピック・ムーブメントの目的は、オリンピック大会を通じてオリンピズムの理解と普及をはかることがある。いわば思想としてのオリンピズムを具体化する行動の側面をと指す。オリンピズムとは身体運動を介して個の完成をはかり、もって世界平和に寄与する

ック・ムーブメントは、クーベルタンの理想をその基本理念としている。それは世界の若者が4年ごとに集い親しく競技大会に参加し、友情と理解を深め、世界平和を築こうというものである。クーベルタンは古代オリンピア祭典競技の「平和思想」「公正の精神」「無償の栄誉」といった理想を近代オリンピックに復活させようとしたが、ギリシアに限らず世界各国に呼びかけたため、宗教的色彩を払拭しなければならなかつた。そのため近代オリンピックでは、古代の宗教的色彩に代わって、理性に期待が寄せられ、近代オリンピック精神は国際平和と国際親善の理念に導かれたとした。

オリンピズムの最重要課題は、スポーツを手段にした青少年の健全な育成である。クーベルタンはイギリスの中等教育におけるスポーツ教育を高く評価していた。イギリスのスポーツ教育の思想を作り上げたのは、パブリック・スクールの校長を務めたトマス・アーノルドであった。トマス・アーノルドは彼が行った改革以前のパブリック・スクールで行われていた野蛮で危険なスポーツ（フットボール）に抵抗感を覚えていた。トマス・アーノルドは自由主義を信奉していたわけではなく、むしろ封建的で、各自がそれぞれの身分で連帯する社会を理想とした。トマス・アーノルドはスポーツのもつきわめて資本主義的な性質、つまり互いを平等な条件の下におく中で自由に競争する性質を、スポーツマンシップ、フェアプレイといった道徳的なフィルターをかけることによって、一層積極的に自らの理想とする方向へ修正した。このことによってスポーツ活動は德育重視の重要な教育手段へと変わり、秩序への服従、自己犠牲、男らしさ、英雄的行為などの性質がスポーツ活動に注入された。このように変革されたスポーツは、当時の支配者層にも認められ、これがスポーツの普及を促進した要因の一つと考えられる。

以上のように、近代オリンピックの創始者クーベルタンは、トマス・アーノルドの思想の影響を強く受けている。クーベルタンは貴族的視点から近代オリンピックを設立した。クーベルタンは、労働者階級に一定の理解を持ち合わせてはいたが、家父長的な権威の下での秩序と統制の形成を求めた。このような形で近代オリンピックが成立したのである。

ことを願う思想である。国際オリンピック・アカデミー(International Olympic Academy)はオリンピズムを、「それは身体活動の手段によって個人がその全体としての発達の調和を図ろうとする思想である。身体活動は、成長を促すものとして主要な役割を果す。すなわち、身体活動によって個人がフェア・プレイ、スポーツマン・シップ、自己規律や統制、そして平和といった価値を育み、実現していくという目標に自ら立ち向かうことが可能となるのである」と定義する。(藤原健固、前掲書、pp.280-281.)

1.2.2. スポーツ世界への参加

各自がスポーツ世界に参加するか否かを決定する際、各個人がどういったスポーツ種目を行おうか（それ以前にスポーツを行うか行わないかの選択がある）に際して、その個人の生活世界での経験に基づく判断が大きく影響する。この生活世界での経験の範囲内で、スポーツ世界に参加するかしないかを各自は自由に決定するといえる。

生活世界が異なれば、自ずと選択するスポーツ種目も異なるし、限定もされる。砂漠地域で生活していた人はスキーを選択することはできない。同じ生活世界であっても、経験は各自で異なるので、どのようなスポーツ種目を選択するかも異なる。身近な存在である親がスポーツ経験者であった場合、子供も親と同じ種目を行うことは、そうでない場合に比べれば多いと言えよう、特にピーク・パフォーマンスが低年齢で訪れるような種目、例えば体操競技では、本人が20歳になって「体操競技でオリンピックに出場したい」と思っても、趣味として行おうか、あるいは指導者の道に進むかの選択肢しか残されていない。幼少の時期から体操競技が行える環境にある子どもとは異なる。ましてトップレベルの選手になるためには、多くの種目で低年齢から行うことが必要となってきており、一流になるためには、本人の能力や努力といったこと以外に、身近な人の価値観や生活環境が大きく影響することは間違いない。

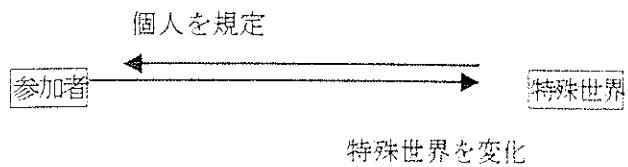
すべての特殊世界が必ずしも参加希望者すべてを受け入れるわけではないが、スポーツ世界、特に競技スポーツにおいては、競技能力の優れていることが入会の条件となる。基本的に誰でも自由に参加できるが、競技能力が個々の競技レベル別のスポーツ世界への参加基準であることが特徴といえる¹⁷。

1.2.3. スポーツ世界変容の原動力

スポーツ世界やオリンピック大会変容の原動力は、すでに検討した特殊世界変容の原動力がそのまま適用できる。新たな差異化可能性をもつ参加者が参加し、スポーツ世界やオリンピック大会における各自の既存の枠組みを超越（差異化・卓越化）しようとする実践が、スポーツ世界やオリンピックを変容させる原動力となる。参加者はまずは既存のス

17 しかし、トップレベルの競技会には必ずしも誰でもが参加できるわけではない。女性として競技会に参加する場合はセックス・チェックを受けなければならないが、性染色体異常などによって女性と認められない女性選手は、男性と一緒に競技するしかない。このことは実質上競技会には参加できないことを意味する。

ーツ世界の価値観・倫理観を受け入れることが参加条件となるが、その後、フェアプレイ、社交の精神といった既存のスポーツ倫理や薬物ドーピング禁止規程などといった規程を受け入れるか否かは、各自の目的や関心による。特殊世界とそれに参加する諸個人との関係は、一方的なものではなくそれぞれ影響を与えあう相互規定的関係にある。



この差異化・卓越化の視点が、スポーツ世界において特に重要である。一昔にスポーツといつても多様な形態（種目）があるが、人間はさまざまな要因によって限界づけられている。陸上の短距離を例にとると、人間は100メートルを5秒で走ることはできないが、限界を超越しようと試みることができる人がいる。このように、数量化の如何を問わず、スポーツ世界は卓越化を目指す特殊世界であるといえよう。

2. スポーツと暴力の歴史社会学的研究

スポーツ世界の事実判断、およびスポーツ世界の方向性を提示した代表的先行研究にエリ亞スらの研究がある。エリ亞スの『文明化の過程（上）（下）』^{18,19}およびエリ亞スとダニングの『スポーツと文明化』の研究は、文明社会やスポーツ世界の事実判断として優れているだけでなく、生活世界との関係を考慮した上でスポーツ世界の方向性を提示している。エリ亞スらの研究を概観しておこう。

2.1. 「文明化の過程」理論

エリ亞スの「文明化の過程」理論とは、簡単にまとめると、人間の情感規制の基準は各社会の発展段階によって、あるいは同一社会のさまざまな階層によって異なるが、

¹⁸ エリ亞ス（赤井慧爾・中村元保・吉田正勝訳）、『文明化の過程（上）』、法政大学出版局、1977. (Elias,Norbert, *Über Den Prozess Der Zivilisation*, Erster Band, Sechste Auflage, Suhrkamp Taschenbuch Verlag, 1978.)

¹⁹ エリ亞ス（波田節夫・溝辺敬一・羽田洋・藤平浩之訳）、『文明化の過程（下）』、法政大学出版局、1978. (Elias,Norbert, *Über Den Prozess Der Zivilisation*, Zweiter Band, Sechste Auflage, Suhrkamp Taschenbuch Verlag, 1979.)

ある一定の社会における人間の情感とその規制の構造が、多くの世代にわたって規制の強化と分化という同じ方向に向かって変化することを述べる理論である。

中世社会では掠奪・戦闘・人間狩り・狩猟などが社会構造に応じて公然と認められており、権力者や強者にとって、それらは人生の喜びに欠かせぬ要素であった。しかしエリアスは、自律的自動装置として取り付けられ、他者による制御から全く独立している個人による自己制御の推進が、中世後期、ルネッサンス初期以降生じたことを例証している。この自己制御が顕著になるにつれ、情感衝動の多くはますます自発的に顕在化し難くなる。そして、「共同生活の中で生み出された個人の自律的自己制御、たとえば『合理的思惟』ないし『道徳的良心』は、以前よりいっそう強靭に本能・感情衝動と骨格筋の間に割り込み、その結果、本能・感情衝動がこの制御装置の許可なしに、骨格筋の行動を直接操作することをますます厳格に阻止することになる」²⁰。

エリアスは『文明化の過程（下）』において、西欧の近代民族国家の成立と文明化の過程との関係を考察する。エリアスは、西欧の歴史は初期の段階から現代に至るまで、社会的機能が競争圧のもとにだんだん細分化し、相互依存関係(Interdependenz)こそが彼らの社会の基本的構造であると述べ、それを編み合わせ(Verplechtung)と呼ぶ。人間の相互依存関係の変化によって、封建社会ができたり宮廷社会や工業化社会がつくられる。機能分担の進んだ西欧社会では、情感の発揮や肉体的暴力を自己抑制する超自我が生じる。文明化の過程における心理的装置の特徴は、行動の規制が幼少のときから個々の人間に自動的な行為として、意識のなかで思っていても抵抗できない自己抑制として内在化されることである。「心理的自己抑制装置の安定性は、肉体的暴力の独占機構の形成、社会の中心となる機関の安定性と密接な関係がある。こうした安定した独占機構が形成されて初めて、個々の人間に幼いときから正確に規制された絶えざる自己抑制を習慣づける社会の型づくり装置が生まれてくる。そしてそれとの関連において初めて、個人のなかにより安定した、大抵の場合自動的に働く、自己抑制装置が生まれる」²¹。

エリアスは、以上のように、西欧における文明化の過程の特徴を「極めて大規模な機能分担、非常に安定した暴力および租税の独占機構、きわめて広範囲にわたる非常に多数の

²⁰ エリアス、前掲書『文明化の過程（上）』、pp.45-46. (Vgl. Elias, *Über Den Prozess Der Zivilisation*, Erster Band, S. LXI.)

²¹ エリアス、前掲書『文明化の過程（下）』、p.340. (Vgl. Elias, *Über Den Prozess Der Zivilisation*, Zweiter Band, S.320.)

人間集団の間での相互依存と競争、それらが形成されたという事実である」²²とまとめる。行動の変化の方向全体、文明化の動きの「傾向」はどこでも同じであり、その方向は自己監視を自動化し、より堅固な「超自我」装置をつくる方向に進む。どの社会においても初めにこういう状態に追い込まれるのはかなり少数の最上流階級であって、それからそれはじだいに西欧社会の広範囲の層に移っていく²³のである。

2.2. スポーツ世界の位置づけ

安定した暴力独占を持たない社会は機能分担の比較的少ない社会であり、より安定した暴力独占をもつ社会は機能分担が広範囲にわたっていて、個々の人間の他者への機能上の依存度がより大きい社会である²⁴。暴力独占をもち機能分担が大きい社会では、「個々の人間は突然の襲撃や自己の生活が肉体的暴力によって衝撃的に侵害されることから広範囲に守られている。しかし同時に彼は自分の方でも激情の発散や、他人の肉体に攻撃を加えないといふ沸き立つ心を抑えつけなければならない」²⁵。エリアスは、現代においては残酷さ、破壊と他人の苦しみを喜ぶ心、肉体的優越性の誇示などの欲望形式は国家組織を基盤とする強力な社会的統制の支配下におかれ、それらの発揮を制限されているが、その代償としてより大きな安全性を得る、と述べる。

この文脈でスポーツ世界が登場する。エリアスはこうした欲望形式が直接的な激しい形で、しかも羞恥心や不快感を伴うことなく発現されるひとつの場として、スポーツ世界を位置づける。「戦闘欲・攻撃欲は、たとえばスポーツ競技において、社会的に公認された形で顕現する。これらの欲望は、とりわけスポーツの観戦の場合に、たとえばボクシングの観衆の場合のように、それらの情感の爆発が抑制され、厳密に調整されながらも公認されている特別の限られた人間との、白昼夢的同一視の中に現われる。観戦もしくは、たとえばラジオ中継を聞くときのように、単にそれを聞くだけの形で情感を楽しむという在り方は、文明社会の特性である。この特性が書籍や演劇の発達を促進したのであり、それは同時に現代における映画の役割をも決定したのであった。すでに教育において、特に青少年に対するしつけのきまりの中で、本来能動的で、ときとして攻撃的な面を見せる欲望表出

²² 同上書、p.358. (a.a.O.,S.336.)

²³ 同上書、p.360. (a.a.O.,S.338.)

²⁴ 同上書、p.341. (a.a.O.,S.321.)

²⁵ 同上書、p.341. (a.a.O.,S.321)

を、受動的でたしなみのある鑑賞欲、すなわち、単に目だけを楽しませる喜びに変形しようとする努力が試みられている」²⁶。エリアスは、『スポーツと文明化』によって「文明化の過程」理論の実例としてスポーツを取り上げるのである。

2.3. 『スポーツと文明化』

『スポーツと文明化』の中でエリアスは、スポーツの発展の研究をした結果、偶然に行動と感情の一般的な法則と同じ方向へ発展することがわかったという。エリアスはスポーツがなぜ18世紀のイギリスで誕生したかを検討している。その検討のためには、18世紀イギリスの上流階級を巻き込んだ緊張と暴力の社会一般における発展に目を向ける必要があると、エリアスは述べる²⁷。

エリアスは18世紀にイギリスで出現した議会制度とスポーツの類似性を指摘する。議会制度がうまく機能を果たすかどうかは、国家が手際よく物理的暴力の独占を行い、社会がその内部の和平を安定させることに依存する。そのような安定性は、その社会を構成する個人的な抑制レベルに依存する²⁸。18世紀イギリスの議会制度の主要な必要条件の一つは、政党が暴力によらず選挙によって政権を譲り渡すことである²⁹。この議会制度もスポーツも、いずれも上流階級の和解の本質的部分をなしていた。より大きな抑圧の緊張に対する対抗策のひとつとして、エリアスはスポーツを位置づける。「ほとんどの人間社会は、それ自体が生み出す抑圧の緊張に対する対抗策を発展させる。文明化の比較的後期の段階にある社会、つまり比較的不变で規則正しく節度のある自制がゆきわたり、強い昇華的要求を備えている社会の場合、普通そのような機能をもつかなり多様な余暇活動が観察され、そのうちの一つがスポーツなのである」³⁰。

エリアスはスポーツの特徴を次のようにまとめめる。「他の余暇の追求と同じく、スポーツはその特殊な環境の範囲内で、その意図によって特別な種類の緊張、楽しい興奮を喚起し、こうして感情をより自由に湧き出させてくれる。スポーツは抑圧の緊張をほぐし、おそらくそれを解放することに役立つであろう。スポーツの環境は、他の多くの余暇の追求の環

²⁶ エリアス、前掲書『文明化の過程（上）』、p.388. (Vgl. Elias, *Über Den Prozess Der Zivilisation*, Erster Band, S.280.)

²⁷ op.cit. Elias and Dunning, *Quest for Excitement*, p.27. (邦訳、p.39.)

²⁸ ibid. p.27. (邦訳、p.39.)

²⁹ ibid. p.28. (邦訳、p.40.)

³⁰ ibid. p.41. (邦訳、p.58.)

境と同様、感情を高ぶらせ、刺激し、たいてい他の人生の状況における興奮に結びついている危険や緊張のない、規制され、ほどよく調整された興奮というかたちで緊張を喚起するように企図されている。つまりそれは、想像上の意図に対する感情の共鳴が不安、恐怖の要素を含んでいるとしても、楽しむことができ、解放感や浄化的効果をもたらす模倣的興奮である」³¹。

エリ亞斯によれば、文明化の過程を経ている社会が直面していた重要な問題のひとつは快楽と抑制の新しいバランスを発見する問題であったし、今でも相変わらずそうである³²。スポーツ世界と日常世界は、ある面では連続しているし、ある面では断絶している。文明化が進み、生活世界の感情（暴力）の抑制が増加すると、人々はそれをある一定の方法で解放するスポーツ世界を生み出す。それは独自な方法で感情を発散させる特殊な成果であるが、それは生活世界とは異なる抑制も生み出す。

最後に、エリ亞斯の歴史社会学と本研究(スポーツ倫理学)の違いについて一言触れておきたい。エリ亞斯は、文明化の理論、つまり人間の情感規制の構造が、規制の強化と分化という方向に変化する理論に基づき、基準欲望形式が直接的な激しい形で、しかも羞恥心や不快感を伴うことなく発現されるひとつの場として、スポーツ世界を位置づける。エリ亞斯の研究は優れたものであるが、そのような場としてスポーツ世界を位置づけるべきか否かには解答できない。本稿の関心はエリ亞斯とは異なり、この点にある。これは一般的に、社会学と倫理学の相違にも当てはまるだろう。もちろん社会学も倫理学も多様な展開をしており、一言で括ることはできないが、例えば大澤は、社会学固有の主題とは社会秩序であり、社会秩序はいかにして可能かを問う領域であると述べる³³。これとの比較で言えば、規範倫理学は、社会秩序はいかにあるべきかに解答しようとする領域である。つまり事実判断から価値判断を導こうとする領域が規範倫理学といえる。

3. スポーツ世界の「善と正」

ここでは「スポーツ世界の善と正の優先性」を確定する前提として、スポーツ世界の事実判断(現状分析)を行う。スポーツ世界の歴史的変遷に関しては、スポーツ史の領域に多く

³¹ *ibid.* pp.48-49. (邦訳、p.68.)

³² *ibid.* p.165. (邦訳、p.239.)

³³ 大澤真幸、「社会学を駆動する問い」、大澤真幸編、『社会学のすすめ』(21世紀学問のすすめ3)、筑摩書房、1996. pp.172-173.

の研究の蓄積がある、その中で、ここではスポーツ世界の倫理の変遷を辿ることにする。以下の考察でわかるように、スポーツ世界は、生活世界の影響を非常に強く受け、現在では、第2章で見た生活世界同様に、私益化、無条件な差異化を肯定する傾向が見出せる。

3.1. スポーツ世界の「善」

まず、スポーツ世界共同体の共通善、理念、伝統から始める。

序章のシュナイダーらの先行研究で示されているように、スポーツもマッキンタイアがいう「実践」の一つと考えることができる、ここで重要なことはマッキンタイアの指摘である、「実践には、諸善の達成だけでなく、卓越性の基準と規則への服従とが含まれる。実践に入るとは、これらの基準に権威があり、その基準で判断された私自身の仕事振りは不十分なものだと、認めることである。それは、私自身の態度、選択、嗜好、趣味を、その実践を目下のところ部分的に定義している諸基準に服せることである。実践には言うまでもなく、いま注目したように、歴史がある。すなわち、競技、科学、芸術などすべては歴史をもっている。だから、基準はそれ自体、批判から免れているわけではないが、それにもかかわらず、これまで認識された最善の基準がもつ権威を認めなければ、ある実践に入門を許されることはできない」³⁴のである。マッキンタイアに依拠するシュナイダーらは、実践における内的な善が、明確に定義し難いと断わりつつ、「選手にとってスキルをマスターするよろこび、難しいプレイの完璧な遂行、ハードワーク・献身・スキルの積み重ねによる満足のいくプレイ」³⁵を挙げる。ここで注意すべきことは、シュナイダーらが述べているのは「実践」における内的善である点である。スポーツ世界を象徴する近代オリンピックは、「実践」というより「制度」である。制度は理念によって支えられている。そこで近代オリンピックの理念について見る。

近代オリンピックは周知のようにクーベルタンの提案によって創設された。古代オリンピア祭典競技と近代オリンピックの顕著な差異は、前者が宗教的基盤の上に成立していたのに対し、後者はそれに代わって理性に期待した点である³⁶。オリンピックの精神あるいは思想・理念はオリンピック憲章に表明されている。

では、近代オリンピックの「善」は、いかに捉えることが可能か。「善」とは個人を超えた

³⁴ op. cit., MacIntyre, p.190. (邦訳、p.233.)

³⁵ op. cit., Schneider and Butcher(1993-4). p.66.

³⁶ 藤原健固、前掲書、p.280.

共通の価値観を指すので、近代オリンピックの「善」はオリンピック憲章(Olympic Charter)の理念と捉えることができる。

オリンピック憲章は、「根本原則」、「第1章：オリンピック・ムーブメント」、「第2章：国際オリンピック委員会」、「第3章：国際競技連盟（IF）」、「第4章：国内オリンピック委員会」、「第5章：オリンピック競技大会」から構成されている。本研究と関連のある部分を抽出する。

まず「根本原則」では、オリンピズムとオリンピック・ムーブメントの関連が記されている。オリンピック憲章は、オリンピズムとオリンピック・ムーブメントを具現化するものとしてオリンピック競技大会を位置づける。オリンピズムとは、肉体と意志と知性の資質を高揚させ、均衡のとれた全人のなかにこれを結合させることを目指す人生哲学である³⁷。オリンピズムの目標は、あらゆる場でスポーツを人間の調和のとれた発育に役立てることにある。またその目的は、人間の尊厳を保つことに重きを置く平和な社会の確立を奨励することにある³⁸。つまりオリンピズムとは、個人の完成と世界平和を目指す思想である。オリンピック・ムーブメントは、最高機関IOCのもとで、各種組織、競技者、関係者たちを統括する。彼らは、オリンピック憲章に従うことに同意した人々である³⁹。オリンピック・ムーブメントの目的は、いかなる差別を伴うことなく、友情、連帯、フェアプレイの精神をもって、相互に理解しあうオリンピック精神に基づいて行われるスポーツを通して、青少年を教育することにより、平和でよりよい世界をつくることに貢献することにある⁴⁰。「根本原則」には、このスポーツ世界共同体の理念に同意した人びとが近代オリンピックに参加し、それを通じて共に栄え、個の完成と世界平和に貢献することが謳われている。

「第1章：オリンピック・ムーブメント」の中には、まず、IOCの役割が記されている。IOCの役割には、「法的資格のある公共機関や、民間の機関、政府当局と協力して、スポーツを人類のために役立てるよう努力すること」⁴¹、「スポーツ倫理の普及を支援し、奨励すること」⁴²。スポーツの場においてはフェア・プレーの精神がまさり、暴力が禁止される

³⁷ オリンピック憲章 1996 年版、根本原則 2.

³⁸ 同上、根本原則 3.

³⁹ 同上、根本原則 5.

⁴⁰ 同上、根本原則 6.

⁴¹ 同上、第1章 2.2.

⁴² 同上、第1章 2.6.

ことを確実にするための努力を傾注すること」⁴³、「スポーツにおけるドーピングと率先して戦うこと」⁴⁴、「競技者の健康を危険にさらすことのないよう、その防止を目的とした手段を講じること」⁴⁵、「環境問題への責任ある関心を示すという条件のもとでオリンピック競技大会が開催されるよう配慮するとともに、オリンピック・ムーブメントが環境問題に責任ある関心を表明し、そうした関心を活動に反映させ、またオリンピック・ムーブメントに携わるすべての人々に持続可能な開発の重要性に対する関心を喚起することを促進すること」⁴⁶等がある。

次に、オリンピック・ムーブメントに帰属するものとして、IOCのほか、国際競技連盟(IF)、国内オリンピック委員会(NOC)、オリンピック競技大会組織委員会(OCOG)、各国内競技団体、クラブならびに、選手を始めとするその所属員が含まれることが記されている⁴⁷。

オリンピック競技大会については、「個人種目もしくは団体種目での競技者間の競争であり、国家間の競争ではない。オリンピック競技大会は、このような目的のために個々のNOCによって指名され、IOCがその参加を認めた選手たちが一堂に会し、当該IFの技術指導のもとに競技をおこなう大会である」⁴⁸、と規程されている。

オリンピックのモットーについては以下のように述べられている。「『より早く(Citius)、より高く(Altius)、より強く(Fortius)』というオリンピックのモットーは、オリンピック・ムーブメントに所属するすべての者へのIOCからのメッセージであり、オリンピック精神に基づいて研鑽することを呼びかけたものである」⁴⁹。

次に「第3章：国際競技連盟（IF）」におけるIFの承認の項では、「オリンピック・ムーブメントの枠内でのIFの役割に関するかぎり、各IFの規則、慣行および活動は、『オリンピック憲章』に従つたものでなければならない。上記を条件として、各IFは当該競技の管理において独立と自治を保つものとする」⁵⁰と記されている。つまり、現代のスポーツ世界では、オリンピック競技大会への参加を希望する限り、各国際競技連盟はオ

⁴³ 同上、第1章2.7.

⁴⁴ 同上、第1章2.8.

⁴⁵ 同上、第1章2.9.

⁴⁶ 同上、第1章2.13.

⁴⁷ 同上、第1章3.1.

⁴⁸ 同上、第1章9.1.

⁴⁹ 同上、第1章14.

⁵⁰ 同上、第3章29.

オリンピック憲章に従っているのである⁵¹。

最後に「第5章：オリンピック競技大会」における「II. オリンピック競技大会への参加」の45. 参加資格規程は、以下のように記されている。「オリンピック競技大会への参加資格をもつためには、競技者はオリンピック憲章およびIOCが公認した関係IFの規則に従わなければならず、また、自国のNOCによって参加登録されていなければならない。オリンピック競技大会に参加する競技者は、すべてフェア・プレーと非暴力の精神を尊重し、競技場ではその趣旨に沿って行動しなければならない。IOCもしくはIFのルールで禁止されている物質や処置を利用しないよう自制しなければならない。あらゆる点でIOCの医事規程を守り、これに従って行動しなければならない」。また、医事規程には「IOCは、他の事項と共に、特にドーピングの禁止を規定し、禁止される物質および処置の種類のリストを決定し、認定研究所のリストを作成し、選手に対しては医薬品管理や検査に応じることを義務づけた医事規程を冒した場合に適用される制裁措置の規程も含まれる。さらに選手の医療に関連する規程も含まれる」⁵²と記載されている。「III. オリンピック競技大会のプログラム」⁵³。オリンピック競技大会への参加には「参加者数は、関係IFとの協議の上大会2年前にIOC理事会が決定する」と書かれ、その付属細則1.として「個人競技の参加者数は世界選手権大会で規定されている人数を超えてはならない。また、どの種目においても一国につき三人を超えてはならない。但し、一部の冬季競技についてはIOC理事会は例外を認めることができる」と記されている。このことから分かることは、依然として国家単位の選出が基礎になっている点である。

以上、現在のオリンピック憲章の中心は、「世界平和」と「個の完成」である。もちろんこれは不变ではないし、現にこれまでさまざまな変革がなされてきた。クーベルタンが中心となって作成された時点では、アマチュアリズムは重要な参加規程であったし、女性の参加は認められていなかった。現在はオリンピック聖火に関する項目もあるが、はじめてオリンピック聖火が登場したのは1936年のベルリン・オリンピックである。

オリンピック憲章が時代とともに変わってきたのも、先に見たように、オリンピックに関係する人びとの実際の行動のためである。このオリンピック憲章の理念は、コミュニタ

⁵¹ この点からも、本稿におけるスポーツ世界をオリンピックで代表し、全体を考察することが可能といえよう。先に述べたように「スポーツ」というものが存在するわけではなく、あるのは各スポーツ種目である。しかしここで述べたことからも分かる通り、本稿の視点では、スポーツ世界全体を一つの共同体として考察対象とすることができる。

⁵² 前掲「オリンピック憲章」、第5章48.1.

リアニズムの主張に基づけば、それ自体批判に対して開かれている必要はあるが、しかしまずはそれを所与のものとして受け入れる必要がある。

最後に、オリンピックやオリンピズムに対する代表的批判に対して、本稿の立場から解答しておこう。オリンピックやオリンピズムに関する研究は数多くなされているが、ここでは1996年9月に行われた日本体育学会第47回大会の体育原理専門分科会シンポジウムで行われた「近代オリンピック百年を斬る」における議論から、オリンピズムの理念に関する批判とオリンピックのナショナリズム批判を取り上げる⁵³。

前者への批判について、そこで強調されているのは、オリンピズムを絶対的価値基準と位置付けるのではなく多元的価値観に曝すことの重要性である⁵⁴。現在の生活世界においては、絶対的な価値、理念などは存在せず、多元的価値観が重視されているとの解釈は妥当であろう。このシンポジウムにおける論者は現状の生活世界を肯定し、それをそのままスポーツ世界に適用したと思われる。しかし、本稿における生活世界の現状分析は、第2章で考察したように、このシンポジウムでの主張とは正反対である。

後者への批判について、同上論文は、1936年のベルリン・オリンピックが示すようなナショナリズム・民族主義によって世界平和の理念を果たせないと指摘する⁵⁵。これに対する本稿の立場は、第2章の生活世界の現状分析に基づき、現在では共和主義的精神、ゆるやかなナショナリズムが必要であり、スポーツはそれに貢献できる可能性を有すると回答できるだろう。これらの批判に対しては第5章で詳しく検討する。

3.2. スポーツ世界の「正」

一方、スポーツ世界の「善」に対して、スポーツ世界の「正」はどのように捉えられるか。「正」とは、権利主体としての個人が、各自それぞれ「善」を選択することである。先に、本稿ではオリンピック憲章に掲げられている理念をスポーツ世界の善と同定したが、こうした「善」も多様な価値のうちの一つに過ぎず、オリンピックに参加する各自が善を選択することが、近代オリンピックの「正」となる。オリンピズムやオリンピックに対する批判も、この「正」を優先した判断と考えられる。

⁵³ 近藤良享、畠孝幸、真田久、友添秀則、関根正美、「近代オリンピックの批判的検討」、『体育原理研究』第27号(平成8年度)、1996.pp.35-57.

⁵⁴ 同上論文、p.37.

⁵⁵ 同上論文、p.38.

では実際、近代オリンピックでは、善と正のどちらが優先されているのだろうか。この判定には、近代オリンピックの現状分析(事実判断)を行うことが必要である⁵⁶。

3.3. 自由主義社会におけるスポーツ世界の事実判断（スポーツ世界の倫理の変遷）

これまでスポーツ世界が採ってきた戦略は、「大衆化」と「私益化」にまとめられる。これは自由主義思想を反映した結果であると考えられる。以下、これらの点について言及する。

「大衆化」の影響は、以下のように捉えられる。18世紀にスポーツが成立した当初は、きわめて少数の特定階級でのみ行われた。成立当初のスポーツ世界はイギリスの中産階級の価値観を反映していた。その代表例が、社交の精神である。彼らは勝敗よりも社交の精神を重んじ、アマチュアリズムを重視した。これらの社交の精神とアマチュアリズムの重視は、スポーツが成立した当初の特定集団を維持するための規範、つまり、当時のスポーツ倫理として機能した。やがて、スポーツの大衆化に伴い、特定階級以外の人々もスポーツを行うようになった。アマチュアリズムは長きにわたって参加排除規程として機能したが、現在は廃止されている。アマチュアリズムを超克しようとする新たな参加者の差異化こそが、アマチュア規程を廃止させる原動力であった。このように、スポーツの大衆化によって、スポーツ倫理は変化する。さらにこのスポーツの大衆化は、スポーツ世界の価値観を特定階級の価値観である「社交の精神」から一般大衆の価値観である「限界への挑戦」へと変化させた。今世紀初頭から、勝利を目指し、多くの時間、費用をかけた選手間の争いが展開されてきた。しばしば「限界への挑戦」が、勝利のためには手段を選ばない態度を生み出したと指摘されるが、本来であれば、最高の技術を求める「限界への挑戦」と、勝つための技術は無関係である。しかし、「限界への挑戦」が競技会の中で行われるとき、容易に「勝利のためには手段を選ばない」態度に転換するのも、また周知の事実である。1960年には、薬物ドーピングによる最初の死亡事故も起きた。どのような手段・方法を選択するかにも、自由主義の価値観が反映している。つまり、他者危害原則に抵触しない限り、自己決定に基づいて、自由に手段を選択したのである。

最近の薬物ドーピング問題事例が示すように、生活世界同様、スポーツ世界も自由主義

⁵⁶ ただし、ここでは考察はあくまで事実判断であり、実際に「善と正」のどちらが優先されているか、を明らかにすることが目的である。どちらが優先されるべきかについては、第5章で考察する。

の原則に基づいて行われているように思われる。山本芳幹は、「オリンピックで行われる近代スポーツが、本質的に資本主義社会の論理、すなわち自由競争（ことばを変えれば弱肉強食）の論理によって成立している」⁵⁷と述べ、さらに近代スポーツの基本的な性格をあくまで他人との優劣の比較の上でその業績を評価するものと述べる⁵⁸。スポーツ世界が生活世界の価値観を反映している点について、以下に考察する。

アレン・グットマンは、スポーツ世界と生活世界の関係について、マックス・ヴェーバーの理論に基づき言及する。グットマンは、現代スポーツの明確な特質として1)世俗化、2)競争の機会と条件の平等化、3)役割の専門化、4)合理化、5)官僚組織化、6)数量化、7)記録万能主義の七つを挙げる⁵⁹。グットマンは、スポーツ世界の変化は、生活世界と軌を一にしていると論じる。最初の三つの特質を取り上げてみよう。まず、「世俗化」について、スポーツ世界においては古代オリンピックと近代オリンピックを比べれば、一目瞭然である。また生活世界においても、ヴェーバーが宗教改革を契機として世俗化が進行したと述べる。17世紀から19世紀にかけての宗教者たちがスポーツを嫌った理由が、このスポーツの「世俗化」にあった⁶⁰という。よって、「世俗化」は、スポーツ世界と生活世界の両方に見られる特質である。

「平等化」も同じ経過を辿る。近代オリンピック成立当初は男子のみに参加資格を限定したが、その後女性やプロの選手も有資格にし、現在では基本的に誰もが参加資格を有する。フランス革命を契機に封建体制の崩壊がはじまり、現在のリベラリズムの社会ではすべての人は平等である。よって、「平等化」もスポーツ世界、生活世界の双方で見られる特質である。

では、「専門化」はどうであろうか。スポーツ世界で専門化が進行していることも明確である。例えば、古くはローマ時代において、プロフェッショナルな選手の出現は反対された。その理由は全人的発達を阻害するからといわれている⁶¹。現代のスポーツにおいては高度化も進み、一つの競技を専門的に行うことが主流である。またスポーツ種目によっては、ポジションも細分化し、専門化が進んでいる。その代表例がアメリカン・フットボール

⁵⁷ 山本芳幹、「オリンピック教の誕生」、影山健他編著、『反オリンピック宣言』、風媒社、1981. p. 31.

⁵⁸ 同上書、p.33.

⁵⁹ アレン・グートマン(清水哲男訳)、『スポーツと現代アメリカ』、TBSブリタニカ、1981.p.32.

⁶⁰ 同上書、p.46.

ルである。一方、生活世界においてはどうであろうか。先に見たエリアスの「文明化理論」の中で、文明化が進むにつれて社会的分化が進むと指摘されていた。以上のことから、スポーツ世界と生活世界は同じ方向に進んでいるといえる。

以上の考察より、スポーツ世界も生活世界同様、自由主義の原理、つまり自己決定還元主義に基づいている、よって、「何を目標に参加するか」も自己決定できる。例えば、外的善（名譽・地位・金銭）の獲得を目標にすることも本人の選択次第と考えられている。

近代オリンピックに象徴されるスポーツ世界が選択した戦略は、大規模化、商業主義化（経済的発展重視）であった。スポーツ世界の方向性は、当然、選手個人にも影響を与える。スポーツ世界を含む特殊世界は、生活世界の価値観を反映して成立しているからである。

スポーツの「大衆化」は、ジンメルが述べる特徴、つまり「個人が必要とするすべての保護を彼に提供する集団が、小さければ小さいほど、さらに個人が生存の可能性を、まさにこの集団の外部で見いだすことが少なければ少ないほど、個人はますますその集団に融合しなければならない」⁶¹という特徴をもたらした。現代のようにスポーツ世界（オリンピック大会など）が巨大化すればするほど、倫理的な行為も減少する可能性が高い。しかし、スポーツ世界での非倫理的行為が生活世界にまで及ばなければ、薬物ドーピングや買収などの行為はスポーツ世界内という限定付きで認められるかもしれない。

さらにジンメルは、集団（組織）の規模が拡大すると成員が無責任になると述べる。「比較的少数の成員だけで集団を構成する場合、それぞれの成員は、より多数の成員が集団の維持に献身する場合よりもより多くそれに寄与しなければならない」⁶²。つまり、現在のように巨大化したスポーツ世界は、競技レベルは高度化しても、倫理的な知識レベルが低下する問題点を抱えることになる。スポーツの「大衆化」によって、成員の低級化は避け難い。ジンメルは次のようにいう。「社会的な水準は、すべての者にとって近づきやすいものであるためには低級でなければならず、したがってそれは、低級なものを向上させるよりも、高級なものを低下させることをはるかに必要とする」⁶³。しかしそれと同時に、「社会的水準は、その成員が多ければ多いほど、上昇への機会をより多くもつであろう。それ

⁶¹ 同上書、p.67.

⁶² ジンメル、前掲書『社会分化論』、p.27.

⁶³ 同上書、p.28.

⁶⁴ 同上書、p.107.

というのも第一には、生存闘争と特權的な地位をめぐる闘争とは、多数のあいだのほうが少數の場合よりもより激しくなり、淘汰もそれだけより厳しいものとなるからである」⁶⁵。スポーツ世界に援用すると、スポーツの「大衆化」によって、その全体的な倫理的な知識水準は低下する一方で、トップレベルの記録は向上するという相反する側面が生じる。

次にスポーツ世界の「私益化」について考える。スポーツ世界は成立当初から自由主義の価値観が反映していた。18世紀のイギリスの中産階級がスポーツで金銭を得ることを嫌ったことは、自らがスポーツを手段に金銭を得る必要がなかったこと（裕福であったこと）に加え、宗教改革以前のキリスト教（カトリック）の金銭に対する価値観が反映したと考えられる。第2章で見たように、生活世界の倫理観はイギリスからアメリカへの霸権の移動が重要な影響を与えた。この点は、生活世界の価値観の影響を強く受けてきたスポーツ世界も同じである。私益の追求が肯定され始めたのは1950-60年代のアメリカ合衆国であり、それは1980年代には定着する。アメリカの影響はスポーツ世界の倫理を考える上で非常に重要である。

このアメリカナイゼーションについて多木は、「アメリカナイゼーションとは、たんにアメリカ生まれのスポーツないしはヨーロッパ起源のスポーツのアメリカン・ヴァージョンが世界中に広まったことではない。大衆社会での文化の享受の仕方、したがってまたアドルノやホルクハイマーが嫌悪した大衆文化の産業化のなかにスポーツなる身体文化が位置づけられるという認識が世界に広まったことである」⁶⁶と述べている。つまり、余暇のスポーツから発展した業績中心のスポーツが、資本主義社会の中に位置づけられたのである。そこでは「消費」という概念が重要なキーワードとなる。多木は、「アメリカのスポーツは、産業社会のなかで発生してきた『大衆』を基盤にして形成された。アメリカのスポーツは大衆消費社会と切り離せない。この大衆はスポーツを日常的に消費はじめたのである。スポーツの消費とは、そこから生じるエクサイトメントの消費であり、物語の消費であつた」⁶⁷と述べている。その結果、アメリカ的スポーツは三つの特徴にまとめられると、多木はいう。三つの特徴とは、1)大衆を基盤として発達したこと。2)スポーツを巡つていろいろな形態でビジネスが発生したこと。3)チーム・スポーツであるのに個人の活躍が目に

⁶⁵ 同上書、p.107.

⁶⁶ 多木浩二、『スポーツを考える』（ちくま新書）、筑摩書房、1995、pp.80-81.

⁶⁷ 同上書、p.97.

つくようにつくられていること⁶⁸である。

スポーツのアメリカナイゼーションについて、多木は以下のようにまとめた。「スポーツはイギリス社会に生まれ洗練されてある形式をもつようになったあと、アメリカ社会を通過する大きな経験によって、もう一度大きな変化を被ったことが明らかになる。たんに新種のスポーツが生まれたというのではなく、スポーツなるゲームが大衆消費社会という新しい次元に展開するようになったのである。しかもその核心にスポーツとメディアの結びつきがあり、それが相互に影響を与えはじめた。このような経験は、社会というものについての考え方を変えさせる」⁶⁹。このスポーツのアメリカナイゼーションを倫理的観点から捉えるならば、それはまさに「私益化」と言えるであろう。スポーツのショーハイ、ビジネス化の成立には、当然、金銭が関係する。薬物ドーピングが問題となりだしたのは1950年頃からで、オリンピックで初めて問題になったのが、1960年のローマ・オリンピックである⁷⁰。私益の追求が肯定された時期と薬物ドーピングが問題となりはじめた時期は見事に一致している。アメリカでキリスト教が物質的な利益を追求する宗教に変容を遂げた1980年代には、オリンピックのオープン化、アマチュアでありながらスポンサー契約などによって多額の利益を獲得する選手が現れた。生活世界で私益を追求することが認められている以上、その生活世界を基盤として成立している特殊世界で、私益の追求も認められると考えられるようになった。生活世界の価値観は特殊世界にも影響を与え、最終的には特殊世界の倫理を変化させてきた。スポーツ世界におけるアマチュア規程が1974年に事实上廃止されたことは、まさに生活世界の価値観が特殊世界に反映された典型例であるといえよう。

3.4. 自由主義に基づくスポーツ世界の現状及び限界

スポーツ世界は18世紀のイギリスという生活世界においてのみ成立した特殊世界である。この前提を承認すれば、特殊世界はそれを取り巻く外部環境と全く独立して存在していないことになり、スポーツ世界も生活世界との関係が問われる。現代スポーツは、自

⁶⁸ 同上書、pp.82-83.

⁶⁹ 同上書、p.104.

⁷⁰ 1950年代からアンチ・ドーピングの議論が高まりはじめ、IOCが薬物ドーピング問題に着手したきっかけが、1960年のローマ五輪で、薬物ドーピングが原因で自転車競技の選手が死亡したり重症に陥る事故の発生であった（黒田善雄・中嶋寛之（監訳）、『スポーツ医学事典』、南江堂、1992. p.197.）

由主義社会の上に成立しているがゆえに、スポーツ世界の根底には西洋の価値観がある⁷¹。

スポーツ世界の倫理観の変遷を辿ると、18世紀にイギリスでスポーツ世界が成立した当初は社交の精神、フェアプレイの精神といったスポーツ世界独自の倫理が存在した。しかし、大衆化に伴いスポーツ世界独自の倫理観・価値観が変容してきた。スポーツの「大衆化」は決してイギリスの価値観が世界に伝播したのではなく、イギリスに限らず各生活世界の価値観を脱色(中立化)したことによって可能となったといえる。大衆化を認めてきたスポーツ世界は、第2章で考察した生活世界の倫理同様に、参加者全員を結びつける共通の価値観あるいは共通意識を放棄してきた。参加者それぞれが権利主体であり、スポーツ世界共同体の善とは無関係に、各自がスポーツ世界の善をさまざまに選択・決定する。以上のような現状分析から判断すると、スポーツ世界においても、生活世界同様、善よりも正が優先されていると結論付けられるだろう。

以上のことから、スポーツ世界においても、生活世界と同様、「善」よりも「正」が優先されている。現在では、生活世界、スポーツ世界とともに自由主義の原則に基づき、共通の価値観・善は存在せず、無条件の差異化が肯定されている。この意味で、スポーツ世界は生活世界の単なる縮図であり、生活世界の価値観を単に反映しているだけといえるだろう。

⁷¹ この場合の西洋の価値観とは、自由主義の価値観である「寛容」である。